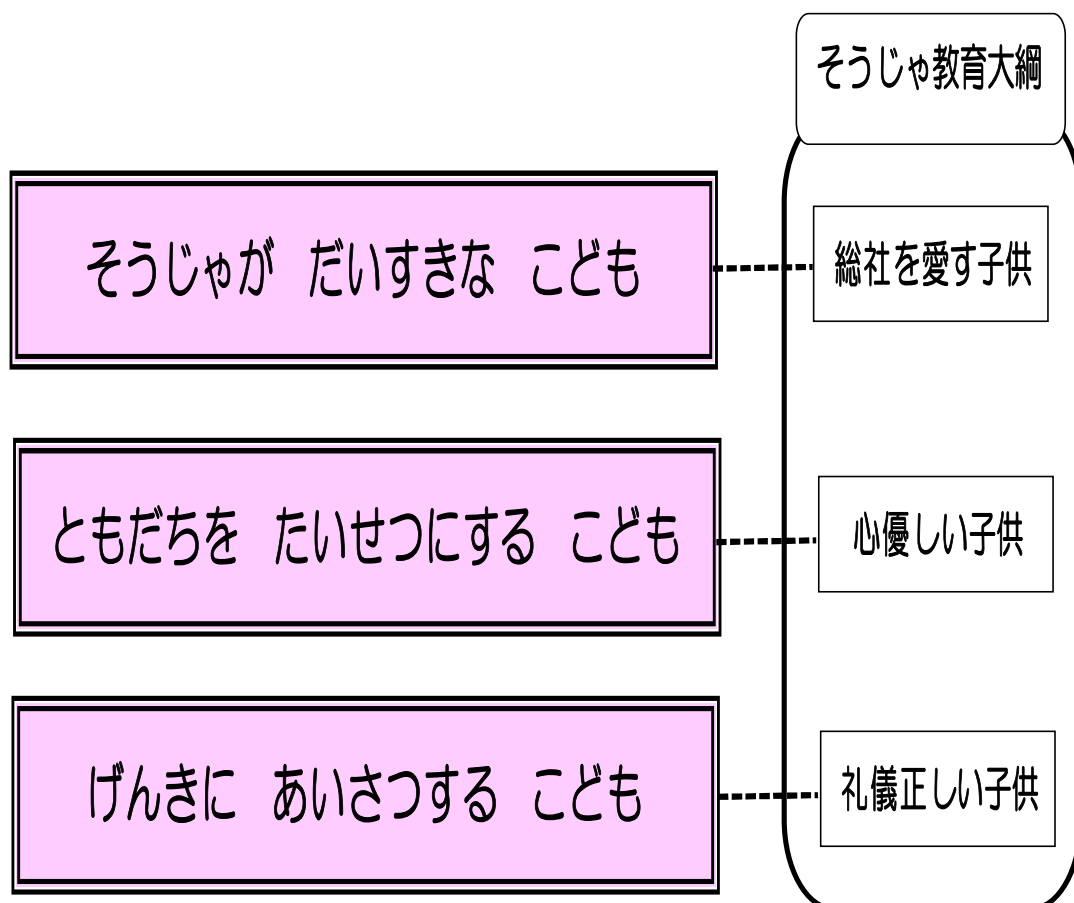


## 第5章 計画の基本理念と方向性

### 1. そうじゃ子ども大綱（計画の基本理念）



そうじゃ子ども大綱は、平成27年4月に制定した心の教育を重視する「そうじゃ教育大綱」（「総社を愛す子供」、「心優しい子供」、「礼儀正しい子供」）に連動した、人格の基盤となる乳幼児期の目指す子どもの姿で、これを確立していくことを基本理念とします。

総社市が誇る全国屈指の地域力を結集し、一人ひとりの子どもを総社の宝として大切に育ててまいります。

第2期総社市子ども・子育て支援事業計画では、「そうじゃ子ども大綱」に描かれる子どもたちが地域の中で、健やかにたくましく育つようにとの思いを込めて、以下の視点で取り組んでまいります。

- ◆家庭や地域が一体となって「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、まち全体で子どもの育ちを支えあう仕組みを整えます。
- ◆「総社市子ども条例」に基づき、すべての子どもの権利を擁護し、子どもが生まれ育った環境によって左右されることのないよう、健やかに育成される環境を整備します。
- ◆「総社市子どもを虐待から守る条例」に基づき、地域力を結集して子どもの尊厳を守り、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の実現に向けて取り組みます。
- ◆「子育て王国そうじゃ」の実現に向け、政策について選択が求められる場合には、「子どもの利益」を最大の価値基準とし、方策を決定します。
- ◆乳幼児期に豊かな経験ができる質の高い教育及び保育を提供することにより、将来多様な価値を認め、地域を愛し、優しく心豊かな大人になるよう、また、自分で考え、行動できる自立した大人になるよう、子どもたちを育てていきます。
- ◆「子ども・子育て支援法」の基本理念に基づき、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識の下に、家庭・学校・幼稚園・保育施設・地域・組織その他の社会のあらゆる分野のすべての構成員が、各々の役割を果たし、相互に協力して行うことのできる体制を整備します。



## 2. 計画の体系

### **基本目標 1** 就学前の教育・保育の提供体制を充実させる

- (1) 保育所，幼稚園，認定こども園の充実
- (2) 地域型保育事業の提供体制の整備
- (3) 就学前の教育・保育の一体的な提供体制の確保

### **基本目標 2** 地域における子ども・子育て支援を充実させる

- (1) 放課後における児童の居場所の充実
- (2) 多様な保育事業の充実
- (3) 親の子育て力の向上
- (4) 地域との連携による子ども・子育て支援の充実
- (5) 子育て支援のネットワークづくりの推進
- (6) 子どもの安全安心の確保

### **基本目標 3** 困難を抱える子ども・家庭を支援する

- (1) 経済的支援の充実
- (2) 「児童虐待ゼロ」に向けた体制の整備
- (3) 不登校の子どもへの支援の充実
- (4) 障がいのある子どもへの支援の充実
- (5) ひとり親家庭等への支援の充実
- (6) 子どもの貧困対策の推進
- (7) 外国籍の子どもへの支援の充実
- (8) 相談体制の充実

### **基本目標 4** 子どもと保護者の健康支援を充実させる

- (1) 子どもと母親の健康づくりの推進
- (2) 子どもの医療費の助成と適正受診の推進
- (3) 妊娠・出産期・産後の育児不安解消のための取組の推進
- (4) 食育の推進

## 基本目標5 ワーク・ライフ・バランスを推進する

- (1) 子育て支援の職場環境づくりの促進
- (2) 家庭における男女共同参画の推進

## 基本目標6 次代を担う子どもの生きる力を育む

- (1) 子どもの生きる力の育成
- (2) 若い世代からの親育ちの支援
- (3) 思春期保健指導の充実

